

2. 法的思考と法的知識を、人間の尊厳のために

皆さんは、大学に入学されるまでに、家庭、学校や地域での様々な問題に直面してきたのではないのでしょうか。また、視野を広げて観察したとき、特に近時では、労働環境、雇用不安、リストラなど教育、政治や行政において絶え間なく解決を求められる課題が山積しており、私たちはこれらの課題の解決に取り組む必要性が深まっています。こうした課題の存在は日常的に新聞や様々なメディアにより報道されており、これらを認識することはそれほど困難ではありませんが、それらをどのような理念や方向性のもとで解決していくのかという点については様々な見解がありえます。

東北学院大学法学部の教育理念・目的は「法的思考と法的知識を、人間の尊厳のために」というモットーに示されており、これが先の課題解決のための導きの糸となるのではないのでしょうか。私たちが自由で理性的な思考を培うことで、基本的人権、民主主義、平和主義といった憲法の基底にある理念を実現することが初めて可能となります。

法学部では将来の進路に応じて、2年次から「政策・行政コース」、「企業法務コース」、「法律専門職コース」のいずれかを選択して、それぞれのコースに適した科目を履修できるようにカリキュラムが組まれています。また、1年次からも専門科目を履修することが出来ますが、本格的な専門科目の履修に備えて、ほとんどの学生が基礎演習Ⅰ（1年次）と基礎演習Ⅱ（2年次）において、法律文献の調べ方、六法の使い方、文章の書き方、レポートのまとめ方などを学習し、4年次まで徐々に専門性の強い科目を履修できるように制度設計されています。このように体系化されたカリキュラムのもとで学習する中で皆さんは、公務員試験や企業法務で必要とされる知識を体得し、法曹として必要な法的思考を習得することができるようになるでしょう。

法的に思考するということは、ただ時間をかけて文献や判例を読むことを繰り返せば足りるということではありません。例えば、ある判決文を読み、事案を知り主文の内容は理解することができたとしても、対立する当事者の主張に対して裁判所がなぜ主文の結論に到達したのかを正確に把握することは困難でしょう。事案で問題とされる規範の意味についていかなる解釈がとられるのか、判例や学説による長年に亘る積重ねがあります。規範を事実当てはめたときにどのような解釈がとられるべきなのかなどを自分で考え、法律解釈を主体的に考える能力がなければ法律を正しく理解することはできません。しかも、訴訟では、私たちがこれまでに遭遇したことのない新たな論点をみせる事案も多く現れますから、過去の事案や判決などを覚えるという作業に没頭するだけの学習では、そうした新たな問題についての正しい理解を示すということは不可能ですね。自分で主体的に思考するという能力は、皆さんが将来、職場や社会において様々な課題を解決しながら活動していく上でも不可欠なものとなるでしょう。

もちろん、こうした能力は、大学卒業後の社会生活の営みの中でより一層鍛錬されていくものですが、そのためには大学での学習によりその基礎を築いておく必要があります。授業において予習と復習をした上で教員の講義をしっかりと聴くこと、演習での教員やゼミ生との議論、教科書以外の著書や論文を読むこと、そうした作業が重層的に皆さんの能力を飛躍させてくれるはずです。皆さんが卒業の日を迎えるまで、私たち教員もその共同作業の輪の中にあります。



法学部長

富田 真